

第69回文化財防火デー

町指定文化財「木造地蔵菩薩立像」消火訓練等実施要項

1. 趣 旨：「木造地蔵菩薩立像」は、上幸平区に所在する町指定の文化財です。この地蔵菩薩は長年にわたり区の住民によって管理されてきていますが、実は製作や築造に関して明確なことはわかっていません。唯一、地蔵菩薩の背面に残されていた墨書の文字から、文政8(1825)年に佐賀の仏師によって彩色されたこと、文政11年(1828)の大火では信者の一人によって、大火から難を逃れたことがわかっています。またこれらのことについて言い伝えも残っていることから貴重な資料であるということで、平成23年(2011)4月26日に歴史資料として町の文化財に指定されました。
今回、主催者や共催者、地元住民等が連携して消火訓練等を実施することにより、文化財保護に対する関心を高め、平素からの防火体制の整備や防火対策の強化を図ります。
2. 日 時：令和5年1月29日(日)午前9時～10時頃(予定)
3. 主 催：有田町、有田町教育委員会
4. 共 催：有田消防署
5. 場 所：有田町上幸平「木造地蔵菩薩立像」(町指定文化財)
6. 協力団体：有田町消防団、有田町2区、れきみん応援団
7. 実施内容：
 - (1)訓練の内容
 - 地蔵菩薩付近からの火災を想定した消火訓練を、地元・消防団の協力を得て実施。
 - 消火訓練
 - 消火訓練終了後、有田消防署による訓練参加者を対象とした消火器の取扱いなどの実習。
 - 町指定文化財「木造地蔵菩薩立像」について解説。
 - (2)消火訓練の実施手順
 - 9:00 地蔵菩薩付近で落葉の焚火の不始末より出火。(発煙筒)
 - 近隣住民が火災を発見し、消火活動を行う。(初期消火訓練)
 - 初期消火に失敗し消防署に通報する。(119番通報訓練)
 - 有田消防署・有田町消防団より消防車が駆け付け消火活動を始める。(放水訓練)
 - 鎮火。消防車撤収。
 - (3)その他
 - 消防車は現場付近の駐車場から急行する。
 - 回覧等で事前告知するほか、前日および当日は町内放送等により訓練実施の広報活動を行う。
 - 雨天・積雪の場合は中止し、小雨は決行するが、判断は有田町教育委員会、有田消防署が協議のうえ決定する。
 - 新型コロナウイルス感染防止のため当日は、マスクの着用、人との間隔を十分に開ける。

《問合せ先》

有田町教育委員会文化財課 担当：伊達(だて) TEL：0955-43-2899 FAX：0955-43-2802